

神戸市シルバー人材センター安全就業基準の遵守における運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、神戸市シルバー人材センターの会員が安全かつ適正に就業することで、会員の就業に伴う事故を未然に防止し、会員を事故から守るとともに、第三者に損害を与えないことを目的とするものである。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、安全かつ適正に就業する為に、「神戸市シルバー人材センター安全就業基準（平成2年9月1日施行）」に規定する事項（以下「安全就業基準」という。）を遵守し、安全かつ適正就業に努めなければならない。

(運営要領の適用範囲)

第3条 運営要領の適用範囲については、会員が安全就業基準を遵守せずに起こした傷害事故・賠償事故（以下「対象事故」という。）に適用するものとする。

(事故報告書の提出)

第4条 各拠点センターの所長（以下「所長」という。）は、会員が事故を起こした場合は、速やかに「事故報告書」をセンター事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(事故顛末書の提出)

第5条 事務局は、会員が対象事故を起こしたと認められる場合は、「事故報告書」とは別に、所長より「事故顛末書」（様式1）を提出させる。

2 事務局は、前項の「事故顛末書」を基に、対象事故を起こしたと認められる会員及び関係者から十分事情聴取を行い、「安全就業基準の遵守における運営要領に係る事故報告書」（様式2）にて、会員安全就業推進委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(事故報告に基づく審議)

第6条 委員会は、前条第2項の報告に基づき、安全就業基準違反があると認められる場合には、その内容に応じて、第7条から第9条に定める会員の処分等について審議する。

2 委員会は、第8条第2項及び第9条第2項に定める会員に対する就業制限または処分が必要と決定した場合には、その内容を「具申書」（様式3）により、会員資格等審査委員会に具申する。

(講習会等の受講)

第7条 委員会は、第5条第2項の報告に基づき、職種や対象事故の内容に応じて委員会が指定する講習会・研修を会員に受講させることと判断した場合は、「受講指示書」(様式4)を交付し、「受講報告書」(様式5)を提出させる。

2 前項の講習会・研修に係る経費については会員負担とする。

(注意書の交付及び就業制限)

第8条 委員会は、第5条第2項の報告に基づき、自己の責任によるものが大きいと判断した場合は、就業停止・職種変更に係る「注意書」(様式6)を交付する。

2 委員会は、前項の「注意書」を交付した後、1年以内に同じ会員が対象事故を起こした場合は、当該会員に対して下記の就業制限を課すことについて審議する。

- ① 職種変更
- ② 就業停止

(賠償事故の特例)

第9条 委員会は、第5条第2項の報告に基づき、賠償事故を起こした会員に対して、損害賠償金額の10%(上限3万円)の範囲内で、損害賠償金を請求することについて審議する。ただし、損害賠償金額が1万円に満たない場合における損害賠償金の請求金額については一律1千円とする。

2 委員会は、会員に損害賠償金を請求することと判断した場合は、「損害賠償金請求書」(様式7)を交付する。

3 委員会は、賠償事故を起こした会員に対して、当該事故が重過失により引き起こした事故の場合や第三者への人身事故や損害金額が大きい重大な事故の場合は、第8条第1項の規定に限らず、次の就業制限並びに処分を課すことについて審議する。

- ① 職種変更
- ② 就業停止
- ③ 除名

(委任)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は委員会の長が定める。

附則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。